

第 17 回総会議事録

(令和 6 年 11 月 26 日開催)

横浜市中央農業委員会

横浜市中央農業委員会 第8期第17回総会 議事録

日 時	令和6年11月26日（火）14時00分～16時00分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 18名 欠席委員数 1名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第7号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第8号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第9号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>第10号議案 令和6年度農地利用状況調査結果及び利用意向調査書の発送について</p> <p>第11号議案 地域計画の案に関する意見聴取について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第6号 農業委員会が発行した10月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第7号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>第8号 令和6年度農地パトロール（利用状況調査）に基づく荒地の通知について</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>28番 許可</p> <p>29番 許可</p> <p>30番 許可</p> <p>31番 許可</p> <p>第2号議案</p> <p>20番 許可相当</p> <p>21番 許可相当</p> <p>第3号議案</p>

	<p>31番 許可相当</p> <p>32番 許可相当</p> <p>33番 許可相当</p> <p>34番 許可相当</p> <p>35番 許可相当</p> <p>36番 許可相当</p> <p>37番 許可相当</p> <p>第4号議案</p> <p>52番 証明交付</p> <p>53番 証明交付</p> <p>54番 証明交付</p> <p>55番 証明交付</p> <p>56番 証明交付</p> <p>第5号議案</p> <p>10番 証明交付</p> <p>11番 証明交付</p> <p>第6号議案</p> <p>9番 利用確認</p> <p>10番 利用確認</p> <p>11番 利用確認</p> <p>12番 利用確認</p> <p>13番 利用確認</p> <p>14番 利用確認</p> <p>第7号議案</p> <p>4番 承認</p> <p>5番 承認</p> <p>第8号議案</p> <p>12番 証明発行</p> <p>13番 証明発行</p> <p>第9号議案</p> <p>17番 協力</p> <p>第10号議案</p> <p>承認</p> <p>第11号議案</p> <p>決定</p>
議 事	
事務局	<p>(開会 14時15分)</p> <p>事務局から出席状況(出席委員18名、欠席委員1名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告する。</p>

<p>議長</p>	<p>横浜市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、角田昇会長が議長となる。</p> <p>それでは、ただ今から第17回総会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名人は、議席番号12番 岡本 肇委員、13番 菅沼 進委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。</p> <p>28番について、事務局から説明して下さい。</p>
<p>事務局</p>	<p>譲受人は幼稚園を運営する学校法人です。現在、都筑区川和町で農地を借り、幼稚園の農業体験のために活用していますが、恒久的に活動できるよう、農地の取得をすることとしました。譲渡人は農業廃止をする意向です。</p> <p>現在借りている川和町の農地では、ニンニク等を栽培しています。</p> <p>申請地では、トマト、キュウリ、サツマイモ等を栽培予定です。農業経験者である幼稚園の幹事や知人のアドバイスを受け、理事長、学苑長、園長の3名に職員4名も加わり農地管理をします。</p> <p>地域との調和要件について、地域のルールを遵守することです。</p> <p>今回の案件は、教育、医療又は社会福祉事業を目的とした法人が業務に必要な施設の用に供すると認められるため、農地法第3条第2項ただし書きにおける例外的に許可することができる場合に該当し、許可要件を満たすと考えております。</p>
<p>議長</p>	<p>28番について、地区担当の金子晴男推進委員の意見はいかがですか。</p>
<p>金子晴男 推進委員</p>	<p>現地は荒地になっておりますが、今回の3条許可で法人が所得することにより、改善されると思います。特に問題はないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>28番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>他の委員の意見が無いようですので、28番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>(挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数と認め、28番は許可と決定します。</p> <p>続いて、29番について、事務局から説明してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>譲渡人は経営縮小を、譲受人は農業拡大を希望しています。</p> <p>譲受人は現在、奈良町、寺家町に農地を所有し、父が運営する幼稚園の農業体験で利用するサツマイモや小麦の畑として効率的に管理をしています。申請地も同様に幼稚園の活動に利用する予定です。</p> <p>常時従事者は譲受人とその父母の計3名です。譲受人は年間200日農作業に従事し</p>

ています。

地域との調和要件について、水利組合等と協調して営農することです。

以上、第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。

議長

29番について、地区担当の井上推進委員の意見はいかがですか。

井上推進委員

この場所は私が組合長をしている水利組合の担当エリアでして、元々は田として換地されましたが、現在は埋め立てられて畑として利用されています。

経営農地はきれいに耕作されているため、問題ないと思います。

議長

29番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

議長

他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、29番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、29番は許可と決定します。

続いて、30番について、事務局から説明してください。

事務局

譲渡人は福岡県に在住しており、申請地の耕作ができないため、利用権を設定して新羽町在住の農業者に耕作してもらっていました。譲渡人は当該地の売却意向があったため、買主を探していたところ、農業経営の規模拡大を検討していた譲受人に売却する話がまとまったため、申請に至りました。なお、申請地に設定された利用権は、10月23日に解約申出書が提出されており、11月5日付で横浜市の解約の承認が下りています。

譲受人世帯の現在の耕作面積は約75aで、申請地を加えると約99aとなります。全ての所有地は果樹畑、露地野菜畑、水田、タケノコ畑として、適正に耕作されていることを確認済みです。申請地は権利取得後、果樹畑として耕作予定です。

自宅から申請地までは約2km・車で約10分で、通作距離に問題はありません。常時従事者は、本人含め4名です。現在の耕作状況から、必要である日数について従事することが見込まれます。農地の利用調整、農薬の使用方法について地域の取り決めを順守することであり、周囲との調和条件についても問題ありません。

以上、第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。

議長

30番について、地区担当の加藤保委員の意見はいかがですか。

加藤保委員

譲受人は果樹農家で、主に梨やシャインマスカットを栽培しています。

後継者もあり、梨といった果物の需要も高い地域なので問題ないと思います。

議長

30 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、30 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

賛成多数と認め、30 番は許可と決定します。
続いて、31 番について、事務局から説明してください。

事務局

譲受人は譲渡人の孫で、世帯内贈与となります。
譲受人は将来の後継者として、父母とともに栽培収穫体験ファームを含め、露地野菜を中心に栽培し、全ての経営農地を効率的に利用しています。
また、譲受人は年間 150 日農作業に従事しています。
申請地では現在も地域との調和に気を配り、耕作をしています。
こちらの案件は、地区担当の森委員に確認いただきました。
以上、第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。

議長

31 番について、地区担当の森推進委員の意見はいかがですか。

森推進委員

本件は事務局からの説明どおりです。世帯内の生前贈与のため、問題ないと思います。
申請地は引き続き栽培収穫体験ファームの一部として利用する計画です。譲受人の農業歴は 5 年ほどですが、農業後継者として来年 3 月から農業スクールに入校する予定です。

議長

31 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、31 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、31 番は許可と決定します。
続いて、第 2 号議案「農地法第 4 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。20 番について、事務局から説明してください。

事務局

申請者は高齢によりすべての農地を耕作できないため、畑の一部分の土地の活用を検討していたところ、近隣で車の整備と修理業を営む会社から、駐車場として貸してほしいと依頼があったため、農地を転用します。
借受法人は菅田町に駐車場がありますが、近年修理や整備依頼が多くなっており、

これ以上車両を置くことができない状況です。そのため、近隣で駐車場として使用できる場所を探していました。

今回の申請地は同じ菅田町で、現在の車両置場に加えて車を停めることができるということです。また、駐車場のうち、3台は近隣の住民へ貸すことも決まっております。合計で16台の駐車場として転用します。

立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水管があり、500m以内に菅田の丘小学校・菅田中学校があります。

被害防除は、雨水は砂利敷きにより自然浸透させます。また鋼板で囲って砂利の流出を防ぎます。

所有農地に違反転用はありません。

現地は、地区担当の鈴木委員に確認いただきました。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。審議をお願いします。

議長

20番について、地区担当の鈴木推進委員の意見はいかがですか。

鈴木推進委員

申請者は持病の悪化で耕作ができなくなりました。今回、畑の一部を貸駐車場として利用したいと申し出を受けております。

議長

20番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、20番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、20番は許可相当とし市に進達します。

続いて、21番について、事務局から説明してください。

事務局

申請者は贈与により申請地を取得し、果樹畑として営農していました。しかしながら、近年の異常気象による収量減少や従事者の高齢化により、やむなく申請地の有効利用を考えていたところ、近隣で幼稚園を運営する法人から駐車場として借り受けたいとの要望があったため、申請に至りました。

借受法人は都筑区東山田町で幼稚園の運営を行う学校法人で、申請地の近隣に園舎等の施設や駐車場を保有しています。近年の事業拡大により、園児数が大幅に増加し、それに伴い、送迎用のバスを増車し、職員数も増員しました。また、学園で運営する習い事教室に通う児童数も増加しています。職員及び来客用の駐車場として、保有する駐車場以外にも月極駐車場を複数台借りていますが、大幅に不足しており、都度時間貸し駐車場を利用したり、一時的に路上に駐車するなどの不便が生じています。園舎及び申請地の前面道路は狭く、安全上も問題となっており、近隣で駐車場用地が必要になっていました。

申請地は園舎から約100mと徒歩圏内で、最大21台の駐車場を確保できることから

選定されました。

立地基準は第3種農地です。申請地の300m以内に東山田駅があります。

隣接に農地はありません。出入口部分はスロープ状とし、敷地内は全面砕石敷きの上、雨水は自然浸透させます。北側隣地境界には既存鋼板土留め、東・南側隣地境界には既存コンクリートブロック及びフェンスがあるため、それらを利用します。

申請地は宅地造成工事規制区域外であり、建築物等を建築しないため、宅地造成や開発行為等の許可申請は不要となっています。

申請者の所有農地に違反転用はありません。

申請地については、地区担当委員の岡本委員と立会いをしております。

議長

21番について、地区担当の岡本委員の意見はいかがですか。

岡本委員

現地調査は事務局職員と事務局係長との3名で実施しました。

地目は田ですが、現況は梅林として利用されています。

小型車を駐車するとのことで、周囲への騒音被害などは問題ないと思います。

議長

21番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、21番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、21番は許可相当とし市に進達します。

続いて、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。31番について、事務局から説明してください。

事務局

借受法人は都筑区中川中央に主たる事務所を構える産業廃棄物処理を行う事業者です。現在、作業所・資材置場以外に駐車場を2箇所借地していますが、近年事業拡大に伴い社用車や従業員の通勤車両が増加したことで作業所まで通勤車両を駐車して対応しています。業務の効率化を考え、通勤車両22台を1箇所にまとめられる土地を探していたとのことです。

立地基準は第3種農地です。申請地から500m以内に中川八幡山公園と中川なでしこ公園があり、前面道路に上・下水道管があります。

被害防除については、敷地内は砕石舗装とし、雨水は自然浸透させます。出入口部分以外の境界沿いにはコンクリートブロック5段とフェンスを新設します。出入口部分はアスファルト舗装とし土砂流出を防ぎます。前面道路への土砂流出対応として出入口部分のアスファルト舗装にすることを都筑土木事務所と協議済みです。

申請地については、地区担当委員の金子宏正推進委員と立会いをしております。以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長	31 番について、地区担当の金子宏正推進委員の意見はいかがですか。
金子宏正 推進委員	適切な被害防除を行うと聞いており、問題ないと思います。
議長	31 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、31 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、31 番は許可相当とし市に進達します。 続いて、32 番について、事務局から説明してください。
事務局	譲受人は都筑区に本社を置く建築工事業を営む法人です。現在、川崎市に資材置場を賃借していますが、鶴見区で住宅の建設が多くあり、現在の資材置場も退去が求められていたことから新たな資材置場を探していました。当該地は、鶴見区の現場に近く、本社や別で借りている港北区の駐車場へも近いため、最適な場所です。 立地基準は第2種農地です。500m以内に市街化区域があり、10ha以上の農地に接続していません。 被害防除については、敷地内は砕石敷きとして雨水は自然浸透させます。隣接農地との境は、高さ50cmの鋼板を設置して、隣接農地への被害を防除します。また、出入口付近はスロープ状に切土を行います。 他法令の調整は必要ありません。所有農地に違反はありません。 地区担当委員の金井委員と現地立会いを行いました。 以上、5条許可相当として市へ進達したいと考えております。
議長	32 番について、地区担当の金井委員の意見はいかがですか。
金井委員	50cmの高さの鋼板を設置するとありますが、隣接地の農地所有者も納得しているとのことなので、問題ないと思います。
議長	32 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、32 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、32 番は許可相当とし市に進達します。 続いて、33 番について、事務局から説明してください。

事務局 譲受人は建築工事業を営む法人です。現在、賃借している港北区新羽町の駐車場が立ち退きを求められており、代替地を探していました。受注増に対応するためトラックを増車する必要があり代替地は現在の駐車場より大きな面積を必要としております。取引先との距離、接道条件、必要面積等の条件を満たす土地は申請地以外ありませんでした。

立地基準は第2種農地です。申請地は市街化区域から500m以内にあり、周辺の集団農地は10ha未満です。

被害防除について、隣地境界は南側・西側・東側は鋼板を新設します。隣接農地の営農に支障が無いよう鋼板の高さは50cmとしており計画について説明し了承も得ています。また、敷地内は全面砕石敷で雨水は自然浸透させます。

現地につきましては、地区担当委員の石井委員も現地をご確認いただき、計画についても問題ない旨ご確認をいただいております。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えますのでご審議のほどお願いします。

議長 33番について、地区担当の石井委員の意見はいかがですか。

石井委員 事務局の説明どおりで特に問題はないと思います。

議長 33番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、33番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、33番は許可相当とし市に進達します。
続いて、34番について、事務局から説明してください。

事務局 34番についてですが、申請書類の補正が間に合わないため、申請が取り下げられました。

議長 この件については分かりました。続いて、35番について事務局から説明してください。

事務局 本申請による転用用途は、駐車場敷地拡張です。
譲受法人は川崎市宮前区に本社を置く屋外ライブや演劇等の舞台装置の運搬業務を行う法人で、現在、申請地の隣地を駐車場として利用しています。新型コロナウイルスの蔓延が下火になり、事業拡大を図るために新規で大型トラックを7台購入予定です。既存の駐車場では手狭のため、既存の大型トラック13台と新規の大型トラック7台を1箇所管理できる2200㎡程度の広さで、接道幅員は7.5m程度の平坦な土地を

検討していたところ、申請地しか見付けられなかったため、駐車場として拡張します。

立地基準は第2種農地です。市街化区域が500m以内にあり、周辺農地の規模が10ha未満です。申請地は借受人が探している条件に合う唯一の土地であることから、第2種農地の転用要件である非代替性を満たしていると考えられます。

被害防除については、敷地内はアスファルト舗装とし、雨水は新設したU字側溝から貯留施設に集水し公共下水へ排水します。西側の隣接地に農地があるため、通作路を確保した上で、大型トラックからの排気ガスを考慮して、西側に緑地の緩衝帯を設けます。北側、西側、東側の境界沿いにコンクリートブロック2段～4段とフェンスを新設し土砂流出を防止します。

他法令の調整について、雨水浸透阻害行為と宅地造成については許可済みです。

申請地については、地区担当委員の岡本委員と立会いをしております。

議長

35番について、地区担当の岡本委員の意見はいかがですか。

岡本委員

現地調査は事務局と事務局担当係長との3名で行いました。

申請地の隣接地は大型トラックの駐車場として利用されています。近くに小学校がありますが、高い頻度で車が出入りする計画ではないため問題ないと思います。

議長

35番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、35番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、35番は許可相当とし市に進達します。

続いて、36番について、事務局から説明してください。

事務局

譲受人は不動産管理業を営む法人で、移転先の土地相談のあった建設業の法人に資材置場として貸す計画です。借受法人は横浜市内と藤沢市内で事業を行っておりますが、横浜市内での受注件数の増加に対応するため藤沢市にある資材置場の一部を横浜市内に移転をさせる予定です。また、事業拡大に伴う資材増加に対応するため現在、藤沢市で借りている資材置場より大きい面積の土地を必要としておりました。横浜市内から高速道路を使つてのアクセス、インターからの距離、面積等の条件を満たす土地は申請地のみでした。

立地基準は第3種農地です。申請地から500m以内に牛久保西ひかりが丘公園とすみれが丘第5公園があり、前面道路に上・下水道管があります。

被害防除については、敷地内は整地の上、ローラで締固め出入口部分は碎石敷きとし、ゲートを設置します。敷地内の中央には貯留浸透槽を設置し、敷地内の雨水を集水しオーバーフロー分は公共下水へ排水します。出入口部分を除く外周には、緑地帯を幅1.1～1.5mを設け、日照に影響が出ないよう配慮します。南・東・西側の一部と

北側にはRC擁壁を1～2mを新設し、残りはコンクリートブロックを1～3段を新設し、土砂流出を防ぎます。

現況が畑の土地に接している北側にRC擁壁の設置に伴い水抜き穴から雨水対策としてU字側溝を新設し集水します。

被害防除措置については、現地にて隣地所有者に説明しております。

他法令との調整については、雨水浸透阻害行為は許可済となっています。宅地造成許可申請については、建築局調整区域課にて受付済みです。

この案件は、隣接地権者と周辺住民が長年、地権者に対して農地転用を反対されてきた申請地となっております。何度なく住民等に対して事業説明会等を実施してご理解を求めてきていますが、隣接地権者からの賛同は得られておりません。隣接地権者からは、昨今の資材置場の需要や社会情勢、行政指導の範囲について十分に理解しているが、これまでの経過や地域の思いを考えると心情して納得できないとのこと。

この度、農地法第5条の規定に基づく許可基準の立地基準や転用事業の確実性や他法令等において適正に手続きが行われています。被害防除については、隣接地権者からの承諾は必須ではないものの、隣接地権者から要望に対して可能な限り心身に対応しております。

地区担当委員の岡本委員と現地確認して適正に対策されていることを確認しております。

議長

36番について、地区担当の岡本委員の意見はいかがですか。

岡本委員

この場所は周辺住民から資材置場にすることへの反対意見があり、今まで2回ほど住民説明会が行われている場所でもあります。周辺住民の懸念は理解できますが、農地法上では許可せざるを得ないと考えています。

議長

36番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、36番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、36番は許可相当とし市に進達します。

続いて、37番について、事務局から説明してください。

事務局

譲渡人は高齢のため、農業の縮小を検討しています。

譲受人は、羽沢町で自動車の修理を営む法人です。羽沢町に車両置場がありますが近年の受注増加に伴い新たに車両を置くことのできる場所を探していました。申請地は本店と同じ神奈川区内で、幹線道路も近く、旗竿地のため商品として扱う車の防犯上最適と考えているとのこと。

立地基準は第2種農地です。500m以内に市街化区域があり、10ha以上の農地に接

続していません。

被害防除については、隣接地西側の山林との境に鋼板を設置して、土砂の流入を防ぎます。南側の国有地は払い下げ予定で、払い下げできたら一体として使用しますが、今はロープにより区別をします。

当該地は碎石敷きとし雨水は自然浸透しますが、既存の排水溝があるので、あふれた分は排水溝から全面道路側溝に雨水を排出します。

他法令との調整については、当該地は 1,000 m²以上ですが、特定都市河川浸水被害対策法の許可は不要であることを道路局に確認しています。

地区担当委員の鈴木推進委員と現地立会いを行いました。

以上、5条許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長

37番について、地区担当の鈴木推進委員の意見はいかがですか。

鈴木推進委員

現地はキャベツが栽培されていました。譲渡人の後継者が農業を継がないため、畑が荒れる前に農地を手放したいと伺っています。被害防除に特に問題はないと思います。

議長

37番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、37番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、37番は許可相当とし市に進達します。

続いて、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。52番から56番までについて、事務局から説明してください。

事務局

52番について、立地基準は第3種農地です。10年間、駐車場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。

53番について、立地基準は第3種農地です。10年間、住宅敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。

54番について、立地基準は第2種農地です。17年間、倉庫として使用されていることを航空写真で確認しました。

55番について、立地基準は第2種農地です。17年間、駐車場および資材置場として使用されていることを航空写真で確認しました。

56番について、立地基準は第2種農地です。17年間、通路として使用されていることを航空写真で確認しました。

議長

52番から56番までについて、委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、52番から56番までについては承認し証明交付することに賛成の

方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数のため、52番から56番までにつきまして証明交付とします。
続いて、第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。
10番について、事務局から説明してください。

事務局 当該地は農用地の田んぼ1筆です。相続人は今後も引き続き農業経営を行うことを確認済です。
現地の状況については地区担当の小島委員に申請者立ち合いのもと、確認いただいております。なお、除外物はありません。
以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 10番について、地区担当の小島委員の意見はいかがですか。

小島委員 事務局と現地確認を行いました。きれいに耕作されていて問題ないと思います。

議長 10番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、10番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、10番は証明交付とします。
続いて、11番について、事務局から説明してください。

事務局 こちらの案件につきましては、令和6年4月12日に被相続人がお亡くなりになり、妻である相続人が当該地を相続するにあたって納税猶予を受けたいとの意向から申請されたものです。

11月13日に地区担当の守谷委員と相続人と現地立会いを行いました。すべての農地が適正に管理されております。

以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 11番について、地区担当の守谷委員の意見はいかがですか。

守谷委員 相続人はご子息と農地を耕作されており、問題ないと思います。

議長 11番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、11番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、11番は証明交付とします。
続いて、第6号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」審議します。9番について、事務局から説明してください。

事務局 こちらの案件につきましては、10月15日に地区担当委員の杉崎委員と申請者と現地立会いを行いました。
現地調査の結果、対象の農地はすべて良好に管理されていることを確認しております。
以上のことから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えております。

議長 9番について、地区担当の杉崎委員の意見はいかがですか。

杉崎委員 広い範囲を耕作されている方ですが、昔から同じ地区で農業を続けている仲間なので、問題ないと思います。

議長 9番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、9番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、9番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。
続いて、10番について事務局から説明してください。

事務局 こちらの案件につきまして、10月16日に地区担当の井上推進委員と対象者と現地立会いを行いました。対象の農地は、主に水田、麦畑として適正に管理されていることを確認しております。
以上、緑税務署へ利用状況の確認につきまして報告したいと考えております。

議長 10番について、地区担当の井上推進委員の意見はいかがですか。

井上推進委員 事務局と現地立会いを行い、まじめに耕作されていることを確認しております。

議長 10番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、10番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、10番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。続いて、11番について事務局から説明してください。

事務局 こちらの案件につきまして、10月18日に地区担当委員の飯塚推進委員と対象者と現地立会いを行いました。

スライドの通り対象の農地は露地野菜畑として良好に耕作されていることを確認しております。

以上、神奈川税務署へ利用状況の確認につきまして農地として適正に管理されている旨報告したいと考えております。

議長 11番について、地区担当の飯塚推進委員の意見はいかがですか。

飯塚推進委員 対象者は若いころから体調を崩されており、ご家族が農地を管理しています。現地はきれいに管理されており、問題ないと思います。

議長 11番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、11番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、11番は適正に利用されていることを神奈川税務署に報告します。続いて、12番について事務局から説明してください。

事務局 こちらの案件につきまして、10月29日に地区担当委員の井上推進委員と対象者と現地立会いを行いました。

対象の農地はキノコ栽培と露地野菜畑として良好に耕作されていることを確認しております。以上、緑税務署へ利用状況の確認につきまして農地として適正に管理されている旨報告したいと考えております。

議長 12番について、地区担当の井上推進委員の意見はいかがですか。

井上推進委員 この方はビニール温室の中でシイタケの菌床栽培をされております。残りの農地は露地野菜畑として利用しており、一生懸命に管理されています。特に問題はないと思います。

議長	<p>12 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、12 番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、12 番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。</p> <p>続いて、13 番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件につきましては、地区担当委員の坂田委員と対象者と現地立会いを行いました。</p> <p>現地調査の結果、露地野菜および果樹畑として当該地が適正に管理されていることを確認しております。</p> <p>以上のことから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えております。</p>
議長	13 番について、地区担当の坂田委員の意見はいかがですか。
坂田委員	<p>現地は住宅地に囲まれています。先祖代々の農地を引き継ぎ、一生懸命耕作されています。特に問題はないと思います。</p>
議長	<p>13 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、13 番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、13 番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。</p> <p>続いて、14 番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件につきましては 11 月 7 日に地区担当委員の関口推進委員と対象者と現地立会いを行いました。現地調査の結果、対象の農地は露地野菜畑、一部果樹畑として適正に管理されていることを確認しています。</p> <p>以上のことから、神奈川税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に管理されている旨を報告したいと考えています。</p>
議長	14 番について、地区担当の関口委員の意見はいかがですか。
関口推進委員	<p>対象者は地域で昔から農業をされている方で、きちんと管理されているので問題な</p>

いと思います。

議長

14 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、14 番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、14番は適正に利用されていることを神奈川県税務署に報告します。

続いて、第7号議案「農地造成工事の承認について」4番について、事務局から説明してください。

事務局

申請地は水田です。造成主は緑区で水稲、露地野菜、果樹栽培を行っていますが、水田の一部を畑にし、露地野菜と果樹栽培にすることで農業収入を向上させたいとの意向があり農地造成するものです。

露地野菜畑として使用できるよう最大1.15mの盛土を行い、法面保護については防草シートと土留鉄板を設置します。

隣接農地所有者には、相続人代表に造成主自ら計画について説明し同意も得ています。当該地については、地域の農業団体はありません。現地については、9月3日に地区担当委員の齋藤推進委員、造成主、北部農政事務所土木担当、振興担当、中央農業委員会事務局で現地立合いの上、確認していただいております。

当計画について、横浜市の技術基準に適合していることを確認しています。また、農用地ではないため、農振整備計画への支障がないことも確認しています。

以上、安全措置や隣接農地への影響などの観点からみても妥当な計画で問題ないと考えられます。

議長

4 番について、地区担当の齋藤推進委員の意見はいかがですか。

齋藤推進委員

露地野菜畑として利用するとのことで、特に問題はないと思います。

議長

4 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、4 番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、4 番について承認と決定します。

続いて、5 番について事務局から説明してください。

事務局

相談地は水田です。造成主は港北区、都筑区を中心に植木、ブルーベリーを耕作しています。申請地での水稲栽培はできず、年に数回の草刈のみの管理となっていまし

た。そこで隣地の耕作者から隣地と一体で畑として耕作する利用権による賃借の申し入れがあり、今回の造成に至りました。

露地野菜畑として使用できるように隣地の畑の高さとそろえて最大 1.05m の盛土を行い、周囲は土留め鋼板を設置、法面は 30% の安全勾配とします。

周辺農地は借受予定者が耕作する北側の畑のみで一体で耕作できるように同じ高さに擦り付けます。3 月中旬に工事が完了したのち 4 月から利用権による賃借を始める予定です。

現地は 10 月 15 日に造成主、施工主、借受予定者、農政事務所土木担当、農振担当、農業委員会事務局で立会を行い、十日市場農専協議会にも説明を行いました。担当の齋藤推進委員にもご相談させていただいております。

当計画で横浜市の技術基準に適合していることを確認しており、農振整備計画への支障もないことを確認し、問題ないと考えています。

議長

5 番について、地区担当の齋藤推進委員の意見はいかがですか。

齋藤推進委員

当該地は 2 年ほど前に造成の相談を受けておりますが、本申請まで至らなかったようです。

隣接地の農業者が借りるので近隣の農業者に迷惑をかけないように、確実に計画どおりに着工してもらいたいと思います。

議長

5 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、5 番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、5 番について承認と決定します。

続いて、第 8 号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。12 番について事務局から説明してください。

事務局

令和 6 年 7 月 2 日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第 2 条第 1 項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。

議長

12 番について、地区担当の大矢推進委員の意見はいかがですか。

大矢推進委員

所有者はご家族と一緒に熱心に農業をされている方でした。体調を崩される前は出荷の際によく見かけた方で、問題はないと思います。

議長	12番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、12番について証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、12番は証明発行と決定します。 続いて、13番について事務局から説明してください。
事務局	令和6年2月13日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。
議長	13番について、地区担当の大矢推進委員の意見はいかがですか。
大矢推進委員	現地は柿が栽培されており、主たる従事者が生前きれいに耕作されていました。問題ないと思います。
議長	13番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、13番について証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、13番は証明発行と決定します。 続いて、第9号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。17番について事務局から説明してください。
事務局	17番は生産緑地指定から30年経過による買取申し出です。 市長より農業者の皆さまへのあっせん等の協力依頼がありましたので、情報提供させていただきました。買取希望がある場合は、12月5日を期限として、事務局までご連絡いただければと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。
議長	17番について、あっせんに協力します。 続けて、第10号議案「令和6年度農地利用状況調査結果及び利用意向調査書の発送について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	6月から9月の農地利用状況調査の事前調査の結果、候補地として13筆の農地を事務局で選定し、9月総会でご報告しました。その候補地について、現況や是正状況等

を地区担当委員から情報提供いただきながら確認しました。

その結果、農地法第32条第1項1号に該当する農地として1筆1,174㎡、2号に該当する農地として4筆1,265㎡の農地を決定したいと考えております。その所有者3名に対して、農地法に基づき今後の農地の利用方法について伺う利用意向調書を発送します。

議案の説明は以上です。

続いて、報告事項として、席上に配布させていただいた、「令和6年度 農地パトロール(利用状況調査)に基づく荒地の通知について」報告させていただきます。

荒地の所有者に対して、北部農政事務所と合同で12月に通知を発送する予定です。荒地の候補地については、11月5日時点で合計155筆、107,918㎡です。区別では調査結果の表のとおりとなっています。

なお、担当されている地区の、どの農地に荒地通知を出すかお知りになりたい場合は、別途一覧表をご用意いたしますので、お声がけください。

報告は以上です。

議長

第10号議案について、意見、質問等がありますか。

無いようですので、第10号議案について承認とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、第10号議案は承認とします。

続いて、第11号議案「地域計画の案に関する意見聴取について」、農政推進課から説明をお願いします。

農政推進課

お手元に、地域計画(案)と書いてある資料をご用意ください。

法律上関係機関に意見を聞くこととされているため、農業委員、推進委員の立場として、お配りした資料についてご意見がありましたら、よろしく願いいたします。

根本委員

地域計画の趣旨は分かりました。本日のこの場合は、令和7年3月の地域計画に登載するリストについて認める場ということでしょうか。

そうであるならば、来年度以降の農地の貸し借りは中間管理事業になり、地域計画にも登載するという事は、毎月今回のような意見聴取が出てきて、ステップを踏んでいくということでしょうか。

農政推進課

そのとおりです。今回お話しているのは、まず第一弾の地域計画に登載される一覧です。その次に利用権の方々が農地を借りる際に、地域計画に登載されている必要があります。利用権に支障のないように、地域計画の事務も同時並行で進めていくということでございます。

根本委員	中間管理事業ですが、貸し借りの手続きは引き続き北部農政事務所で行っていたということでしょうか。
農政推進担当	引き続き北部農政事務所で行います。中間管理事業で貸し借りをする際に地域計画の登録手続きも同時に行うので、なるべく様式はセットで案内するようにします。また、これまでの利用権と同じく年3回設定できます。
坂田委員	資料にある今後登録していく順番ですが、「希望する農家」とはどういう意味でしょうか。
農政推進課	地域計画は促進計画や国費受給者において登録が必須となりますが、それ以外の理由でも登録を希望する方がいらっしゃれば、順次承っていきたいという意味でございます。
議長	令和7年度3月までに国に提出する内容は配布資料のとおりですが、地域計画は順次毎年更新していくこととなりますので、今後内容が変更になる場合があります。他に意見、質問はありますか。
杉崎委員	今回の趣旨と異なるとは思いますが、近年果樹栽培を拡大している法人が登録されています。今後も広い土地を借りて大規模に果樹栽培を拡大していくと、植える場所によっては近隣農地に日影ができるなど影響があると思います。この対応について、意見をお伺いします。
農政推進担当	農地の貸し借りを設定する際に、一般的な果樹畑を運営する農家に対しても、近隣の農家への挨拶と、果樹を植える際には日照等で営農に支障のないよう注意するようにお願いしています。果樹を植える際に土を盛る作業が発生する場合がありますが、それが農地造成に該当するかについては畑ごとに判断していきます。もし近隣農家も含めて気になることがあれば、北部農政事務所までご連絡ください。
議長	第11号議案について、意見、質問等がありますか。 無いようですので、第11号議案について承認とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、第11号議案は承認とします。 以上で第17回総会審議事項の審議を終了します。 続いて、報告事項について野路職務代理をお願いします。
野路委員	報告事項第1号から第8号について事務局から説明してください。

事務局	(報告事項第1号から第8号まで、議案書のとおり一括報告)
野路委員	第1号から第8号について、質問等がありますか。 無いようですので第1号から第8号までを了承とします。 これもちまして第17回総会を終了します。 (閉会 16 時 00 分)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名人

署名人

令和6年11月26日開催 第17回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田昇	会長	出席	議長
2	野路幸子	会長職務代理者	出席	
3	飯田清		出席	
4	加藤義晴		出席	
5	小島重信		出席	
6	平本武夫		欠席	
7	坂田清一		出席	
8	白井秀幸		出席	
9	阿部敏		出席	
10	金井健		出席	
11	小池誠一郎		出席	
12	岡本肇	連合会理事	出席	議事録署名人
13	菅沼進		出席	議事録署名人
14	杉崎精一		出席	
15	関戸裕一	連合会理事	出席	
16	小川名重典	連合会理事	出席	
17	加藤保		出席	
18	石井芳明		出席	
19	守谷弘		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	飯嶋啓吾		出席	
2	荻野清	連合会理事	出席	
3	金子宏正		出席	
4	川田昭一		出席	
5	鈴木昇	連合会理事	出席	
6	関口正徳		出席	
7	中山勝		出席	
8	根本栄治		出席	
9	村岡鐘		出席	
10	井上太市		出席	
11	内田英一	連合会理事	出席	
12	大矢勝		出席	
13	金子晴男		出席	
14	河原俊一	連合会監事	出席	
15	小原甲史		出席	
16	齋藤春美		出席	
17	佐藤孝春		出席	
18	新川和生		出席	
19	森正明		出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし